

乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和 8 年 3 月 30 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第14号

乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条
例

乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例（昭和50年名古屋市条例第42
号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項第 1 号の表大型車の項中「9,750 円」を「10,620円」に改め、同
表中型車の項中「8,230 円」を「8,960 円」に改め、同項第 2 号の表大型車の
項中「200 円」を「220 円」に改め、同表中型車の項中「180 円」を「190
円」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。